

2

求職者給付 基本手当など

基本手当・高年齢求職者給付金の受給

受給資格要件	<p>①失業状態である（労働の意思・能力はあるが就業不能な状態にある）。</p> <p>＜基本手当＞</p> <p>②離職日以前2年間（算定対象期間^{*1}）に被保険者期間が通算12か月以上^{*2}ある。</p> <p>③特定受給資格者または特定理由離職者となる離職理由^{*3}による離職の場合は、離職日以前1年間（算定対象期間^{*1}）に被保険者期間が通算6か月以上^{*2}ある。</p> <p>＜高年齢求職者給付金＞</p> <p>②離職日以前1年間（算定対象期間^{*1}）に被保険者期間が通算6か月以上^{*2}ある。</p> <p>(* 1) 算定対象期間に、疾病・負傷・事業所の休業（事業主責任以外の休業）・出産・海外勤務・看護・育児等で引き続き30日以上賃金の支払いを受けなかった場合は、その日数を加算（最大2年間または3年間、加算できる）</p> <p>(* 2) 賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月として計算する。ただし、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月で12か月または6か月に満たない場合は、賃金支払の基礎となった総労働時間が80時間以上あれば、その月を1か月として計算する。</p> <p>(* 3) 倒産・解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇は除く）・有期労働契約の非更新（本人は契約更新を希望したが、合意に至らなかった場合に限る）等</p>												
受給期間	離職日の翌日から起算して1年間												
受給期間の延長 ※受給期間は、 最大で4年間	<p>■離職日の翌日から起算して1年間に、疾病・負傷・妊娠・出産・育児等で、引き続き30日以上職業に就けない日がある場合は、その期間を加算（最大3年間、加算できる）</p> <p>■60歳以上の定年に達した後の勤務延長、再雇用の期間が終了したことにより離職した者が求職の申込みをしないことを希望した場合、その期間を加算（最大1年間、加算できる）</p>												
待定期間	求職の申込日から起算して通算7日												
給付制限事由と 給付制限期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>制限期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正当理由がない自己都合退職（令和7年4月以降に受講開始した所定の教育訓練等を離職日前1年内に受けた者、または離職日以後に受けている者を除く） ※令和2年10月1日以降に発生した最初の離職日を、「1回目」とする。</td> <td>1回目含む5年間のうち、 2回目まで：待定期間満了後1か月 3回目から：待定期間満了後3か月</td> </tr> <tr> <td>自己の責に帰すべき重大な理由による解雇</td> <td>待定期間満了後3か月</td> </tr> <tr> <td>公共職業安定所からの職業紹介・公共職業訓練等受講の拒否</td> <td>拒否日から1か月</td> </tr> <tr> <td>公共職業安定所が行う職業指導の拒否</td> <td>拒否日から1か月を超えない範囲</td> </tr> <tr> <td>不正受給（した、しようとした）場合</td> <td>その日以後不支給</td> </tr> </tbody> </table>	事由	制限期間	正当理由がない自己都合退職（令和7年4月以降に受講開始した所定の教育訓練等を離職日前1年内に受けた者、または離職日以後に受けている者を除く） ※令和2年10月1日以降に発生した最初の離職日を、「1回目」とする。	1回目含む5年間のうち、 2回目まで：待定期間満了後1か月 3回目から：待定期間満了後3か月	自己の責に帰すべき重大な理由による解雇	待定期間満了後3か月	公共職業安定所からの職業紹介・公共職業訓練等受講の拒否	拒否日から1か月	公共職業安定所が行う職業指導の拒否	拒否日から1か月を超えない範囲	不正受給（した、しようとした）場合	その日以後不支給
事由	制限期間												
正当理由がない自己都合退職（令和7年4月以降に受講開始した所定の教育訓練等を離職日前1年内に受けた者、または離職日以後に受けている者を除く） ※令和2年10月1日以降に発生した最初の離職日を、「1回目」とする。	1回目含む5年間のうち、 2回目まで：待定期間満了後1か月 3回目から：待定期間満了後3か月												
自己の責に帰すべき重大な理由による解雇	待定期間満了後3か月												
公共職業安定所からの職業紹介・公共職業訓練等受講の拒否	拒否日から1か月												
公共職業安定所が行う職業指導の拒否	拒否日から1か月を超えない範囲												
不正受給（した、しようとした）場合	その日以後不支給												

基本手当の所定給付日数など

【①②以外の離職理由（自己都合・定年・契約期間満了など）による離職者】

被保険者として雇用された期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

【②特定受給資格者となる離職理由による離職者】

※特定理由離職者のうち、本人は契約更新を希望したが、合意に至らなかった有期労働契約の非更新により離職した者は、その者の受給資格に係る離職の日が令和9年3月31日までであれば、ここに該当する。

被保険者として雇用された期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

【③障害者などの就職困難者】

※離職理由を問わない。

被保険者として雇用された期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上 65歳未満	150日	360日

【④65歳以上の離職者（高年齢求職者給付金の対象者）】

※離職理由を問わない。

被保険者として雇用された期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の支給額	30日分	50日分

※①～③は、原則4週間に1回、失業の認定を受けた日数分支給。④は、一時金で支給。

傷病手当の受給

受給資格要件	受給資格者が離職後、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後に15日以上引き続いて疾病または負傷のために職業に就くことができない場合に、その疾病または負傷のために基本手当の支給を受けることができない日の生活の安定を図るために支給される。
傷病手当の日額	基本手当の日額と同じ
受給手続	職業に就くことができない理由がやんだ後における最初の認定日までに居住地を管轄する公共職業安定所で傷病の認定を受ける。傷病手当支給申請書は、本人以外の代理人による提出または郵送でも可能。